

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当該休日に當たるときは、そ)

目

◆告示 肥料取締法による肥料の登録

昭和四十二年八月鳥取県告示第五百二十六号の一部改正 土地改良事業計画の決定

土地の用途廃止

土地改良区の定款の変更の認可

告示

鳥取県告示第百二十八号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第七条の規定に基づき次の肥料を登録したので、同法第十六条第一項の規定により告示する。

昭和四十五年二月二十七日

鳥取県知事
石
破
二
朗

登録番号	肥料の名称	保証(パーセント)量	生産業者の住所 及 び 氏 名 所
鳥取県 第三七六号	東郷梨 複合肥料 二号	窒素全量 五・〇 りん酸全量 七・〇	東伯郡東郷町 大字田畠二二番地
鳥取県 第三七七号	東伯梨 複合肥料	加里全量 五・〇 水溶性加里 四・八	東郷農業協同組合 組合長理事
鳥取県 第三七八号	倉吉西瓜 複合肥料	窒素全量 六・〇 うち アンモニア性窒素二・三 りん酸全量 七・〇 うち 可溶性りん酸 うち 水溶性りん酸 加里全量 一・二 うち 水溶性加里 一・五 五・〇 四・八	東伯郡東郷町徳万 五五五八の一 東伯町農業協同組合 組合長理事 吉田常吉
水溶性加里 うち 水溶性りん酸 うち 可溶性りん酸 うち 水溶性りん酸 加里全量 六・〇	アンモニア性窒素六・八 りん酸全量 五・〇 うち アンモニア性窒素六・八 うち 水溶性りん酸 四・二 三・五	倉吉市越殿町 一四〇八番地 組合長理事 磯江義博	倉吉農業協同組合 組合長理事 吉田常吉

鳥取県告示第百二十九号

昭和四十二年八月鳥取県告示第五百二十六号（鶏等の移入を禁止する区域の指定について）の一部を次のように改正し、昭和四十五年二月二十七日から施行する。

昭和四十五年二月二十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

別表を次のように改める。

茨城県新治郡	栃木県足利市	同県芳賀郡	同県真岡市	郡馬県桐生市
埼玉県入間郡	同県岩槻市	同県深谷市	同県比企郡	山梨県東八代郡
同県埼玉市	静岡県藤枝市	三重県伊勢市	兵庫県佐用郡	岡山県赤磐郡
郡	広島県安佐郡	山口県宇部市	愛媛県越智郡	高知県高知市
県佐賀郡	大分県西国東郡	宮崎県児湯郡	佐賀	

鳥取県告示第百三十号

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第八十七条第一項の規定

に基づき、昭和四十四年十二月十六日付で東伯郡東伯町大字中尾百六十六番地前山正二ほか十五人の者から申請のあつた県営で行なう土地改良（加勢地区農林漁業用揮発油税財源身替農道整備）事業に係る土地改良事業計画を定めたので、同法同条第四項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十五年二月二十七日

- 二 縦覧に供する期間
昭和四十五年二月二十八日から二十日間とする。
- 三 縦覧に供する場所
鳥取市役所
- 四 異議の申立て
利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第百三十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第八十七条第一項の規定に基づき、昭和四十四年十二月十六日付で東伯郡東伯町大字中尾百六十六番地前山正二ほか十五人の者から申請のあつた県営で行なう土地改良（加勢地区農林漁業用揮発油税財源身替農道整備）事業に係る土地改良事業計画を定めたので、同法同条第四項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十五年二月二十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称
土地改良事業計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十五年二月二十八日から二十日間とする。

三 縦覧に供する場所

東伯町役場

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

一 縦覧に供する書類の名称
土地改良事業計画書の写し

昭和四十五年二月二十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

東伯町役場

鳥取県告示第百三十二号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十五年二月二十一日から用途廢止した。

昭和四十五年二月二十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

場	所	面 (平方メートル)	積 (平方メートル)	用 途
鳥取市田園町一丁目一二八ノ六番地先から 二〇三ノ五番地先まで	六二・八八	六二・八八	道路敷	

鳥取県告示第百三十三号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十五年二月二十一日から用途廢止した。

昭和四十五年二月二十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

場	所	面 (平方メートル)	積 (平方メートル)	用 途
鳥取市伏野字後谷一、五一〇ノ一番地先	五二・三六	五二・三六	堤敷	

鳥取県告示第百三十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、箕輪屋土地改良区の定款の変更を昭和四十五年二月二十六日認可したので、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和四十五年二月二十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

場	所	面 (平方メートル)	積 (平方メートル)	用 途
西伯郡西伯町大字阿賀字石川西三七一ノ四番地先から 三七三番地先まで	一八三・三四	一八三・三四	道路敷	
三七一ノ四番地先から 三七〇ノ五番地先まで	四三・一七	四三・一七	水路敷	

鳥取県告示第百三十四号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十五年二月二十一日から用途廢止した。

昭和四十五年二月二十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗